

## 国家戦略特別区域の概要（案）

（注1）東京圏及び関西圏の指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる（以下同じ）。

（注2）【 】は、政策テーマ

### I. 東京圏 【国際ビジネス、イノベーションの拠点】

〔東京都・神奈川県の一部、千葉県成田市〕

- \* 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

### II. 関西圏 【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】

〔大阪府・兵庫県・京都府の一部〕

### III. 新潟県新潟市 【大規模農業の改革拠点】

### IV. 兵庫県養父市 【中山間地農業の改革拠点】

### V. 福岡県福岡市 【創業のための雇用改革拠点】

### VI. 沖縄県 【国際観光拠点】

- \* 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。